

血圧計導入促進助成金交付要綱

平成30年3月14日 制 定

令和4年3月10日 一部改正

公益社団法人 全日本トラック協会

（事業趣旨）

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、血圧計の普及を図るため、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計（以下「機器」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

（助成対象機器）

第2条 助成対象とする機器は、管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（業務用）とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、全ト協が別に定める基準を満たす機器とする。

（助成額）

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに機器を導入した場合、別に定める額を交付する。ただし、国から補助金が交付された機器に対しては、全ト協の助成金を交付しない。

2 地方ト協への交付限度額は別に定めることができる。

（実績報告及び助成金の請求）

第4条 地方ト協は、事業者の血圧計導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

（助成金交付）

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、条件に適合すると認めたときは、地方ト協に対して助成金を交付する。

2 地方ト協は、全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

（助成金の返還）

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(機器の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった機器導入の日から起算して6年を経過するまでは、譲渡、廃棄、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

(附則) (令和4年3月10日)

第1条 本要綱は令和4年4月1日より適用する。

令和7年度 血圧計導入促進助成事業 実 施 要 領

公益社団法人 全日本トラック協会

1. 助成事業の趣旨

過労死や健康起因事故の原因となる、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に血圧測定が重要であることから、乗務前点呼における血圧測定を推進し、高機能な血圧計の普及を図る。

2. 予算額

3千万円

3. 助成対象者

各都道府県トラック協会の会員事業者で、中小企業者を対象とする。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象血圧計

助成対象とする血圧計は、交付要綱第2条の基準に適合する全自動血圧計（業務用）とする。

5. 助成額

- (1) 血圧計の取得価格の1/2（上限5万円）
- (2) 都道府県ト協助成額 別途都道府県トラック協会が定める。

6. 実施期間

本助成事業の実施期間は、令和7年4月1日から各都道府県トラック協会が定める日までとする。ただし、上記期間内であっても、予算に達した時点で、申請受け付けを終了する。

7. 留意事項

- (1) 助成対象機器について（交付要綱第2条関係）

メーカーからの申請を受け、全ト協が認めた機器を助成対象とする。

なお、全ト協は助成対象機器について、毎年度「血圧計導入促進助成事業対象機器一覧」（別添1）に取りまとめのうえ、各都道府県トラック協会に連絡するものとする。また、今後対象機器の追加、変更、廃止等を各都道府県トラック協会に連絡することとする。

(2) 導入方法について（交付要綱第3条関係）

買取り（一括・割賦）にて会員事業者が、令和7年度の実施期間内に事業所に新たに設置した血圧計（中古品及び、リース導入を除く）について助成対象とする。

(3) 助成額について（交付要綱第3条関係）

血圧計1台につき取得価格の1/2（上限5万円）とする。

なお、取得価格に消費税は含まない。

また、取得価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

さらに、機器の取得価額が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、本助成事業のために申請事業者より当該機器の販売会社へ、機器取得価格の分かる書類の発行を依頼するよう求めること。

(4) 国の補助金との併用について（交付要綱第3条関係）

国や他の団体等から補助金が交付された場合は、全ト協から助成金は交付しない。

(5) 血圧計の導入確認について

各都道府県トラック協会においては、血圧計を導入したことが確認できる領収書などを取得すること。

(6) 実績報告書の提出について（交付要綱第4条関係）

交付要綱第4条の別に定める期日は毎月末日とする。また、別に定める実績報告書は、様式1「血圧計導入促進助成事業実績報告書」（助成金交付請求書）とする。

予算に達した際は、全ト協から各都道府県トラック協会へ速やかに連絡し、各都道府県トラック協会は、会員事業者からの申請受付を速やかに終了すること。

なお、別途、血圧計導入内訳書（様式1の2）を全ト協担当者宛にメールで送付すること。この際、中小企業者であることが確認できる書類（事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）及び領収書等、確認書類の提出は不要としますが、各協会においては取得すること。

以 上